条例事項検討表（案）

◎：条例に明確に位置付けることを強く推奨

○：条例に位置付けることを推奨

△：条例では基本的方向にとどめ、具体的には個別施策で対応

分類		課題整理表の課題	条例で扱うか	条例での扱い方
① 子どもの権利・主体性	1	こどもを「権利の主体」として位置づける（条例の基本理念への明記）	◎	条例の目的・基本理念として明記
	2	こどもの自己肯定感・自己有用感を育む取組	○	こどもの尊厳・自己肯定感等を尊重する基本理念として位置付け
	3	こども自身が「自分は大切にされている」と実感できる権利保障	◎	こどもの最善の利益、尊厳等の基本理念・権利保障に反映
	4	こどもの感じ方・受け止めを尊重した関わり	◎	こどもの意見・意思、感じ方を尊重する原則として位置付け
	5	こどもが日常的に思いや悩みを話し、話し合い、変化につなげる機会・チャンネルの確保	○	意見表明・相談・参加の機会を保障する方向性
	6	こども自身がこどもの権利や相談先・支援機関等を知る機会の充実	○	権利について知る機会、情報提供の基本的方向を規定
② 子どもの参画・意見表明	1	意思表明・意見反映機会の制度化	◎	意見表明・意見反映を条例上の重要な仕組みとして規定
	2	子どもの意見を行政へ反映する仕組みづくり（こども基本法の視点）	◎	市の施策形成への意見反映を規定
	3	意見を伝える機会・参加機会の充実、意見を聴いた後のフィードバック	◎	意見を聴く、反映する、結果を伝える仕組みを規定
	4	こども・若者が自分やまちに関わることに参画できる仕組みの確保	◎	こども・若者の社会参加・まちづくりへの参画を規定

分類		課題整理表の課題	条例で扱うか	条例での扱い方
③ 育ち・学び・遊び・体験	1	不登校への継続的・多角的な支援	○	多様な学び・居場所を保障する基本的方向を規定し、具体策は施策で対応
	2	不登校児童生徒の増加と多様な学びの場の確保	◎	多様な学びの機会・居場所の確保を理念化
	3	子どもの体力・運動能力の低下と外遊びの減少	○	遊び・運動の機会確保を基本的方向として規定
	4	公園でのボール遊びなど、子どもの遊び場不足	○	遊びの場の確保を基本的方向として規定
	5	共働き世帯の増加等に伴う、家庭内や放課後における子どもの居場所づくり	◎	安心して過ごせる居場所の確保を規定
	6	夏休みなど長期休業中の子どもの昼食・居場所対策	△	基本理念・居場所確保の中で捉え、具体策は施策で対応
	7	部活動の地域移行に伴う受け皿不足や費用負担	△	スポーツ・文化活動等への参加機会確保を基本的方向として規定
	8	子どもの貧困や体験格差（習い事、旅行、スポーツ、文化体験など）	◎	家庭環境によって学び・体験の機会が制限されないことを規定
	9	子どもが芦屋の歴史や文化と触れ合い、郷土への愛着を育む機会の充実	◎	条例の「芦屋らしさ」の柱として位置付け
	10	家庭環境等による体験格差への対応と、多様な体験機会の充実	◎	多様な体験機会の確保を規定
	11	芦屋の歴史・文化・自然に触れる機会の充実	◎	芦屋らしい育ち・体験の機会として位置付け
	12	学習上の困難、多様な学び、学校に行きづらいこどもへの支援、選べる居場所	◎	多様な学び・居場所の確保を基本的方向として規定
	13	ボール遊び・スポーツ等の場所、外遊び、文化・自然・地域体験、体験格差	○	遊び・スポーツ・体験の機会確保として規定

分類		課題整理表の課題	条例で扱うか	条例での扱い方
④ 安全・安心・人権	1	「芦屋市いじめ防止基本方針」の徹底と組織的対応の基盤化	◎	いじめ等の人権侵害を許さない基本姿勢・関係機関の連携を規定
	2	いじめの早期発見と相談・支援体制の充実	◎	相談・早期発見・支援の基本的方向を規定
	3	児童虐待の早期発見と迅速な対応、関係機関の連携	◎	虐待防止・早期発見・関係機関の連携を基本的事項として規定
	4	ネット社会における安全確保	△	安全確保の基本的方向を規定し、具体策は施策で対応
	5	スマートフォン、SNS、ゲーム等の長時間利用や依存への対応	△	情報社会における安全・啓発の基本方向にとどめる
	6	登下校時の交通安全・防犯対策	○	こどもの安全な生活環境の確保を規定
	7	いじめ、ネットトラブル、学校での安心、自分らしく過ごせる環境、通学安全	◎	安全・安心・人権保障の包括的な規定へ
	8	いじめ等の重大事案における記録・情報共有・説明・検証・再発防止	◎	市・学校等の対応、検証・再発防止の基本的仕組みを規定
	9	こどもが安心して学校生活を送ることのできる環境	◎	安心して学び生活する権利・環境として規定
⑤ 困難を抱えるこども・若者への支援	1	困難を有する子ども・若者への切れ目ない包括支援	◎	条例上の基本的な支援原則として規定
	2	発達特性のある子どもへの支援体制	○	個々の特性・状況に応じた支援を基本方向として規定
	3	学校や家庭における子どものメンタルヘルス支援	○	心身の健康・相談支援の基本方向を規定
	4	ヤングケアラーの把握と支援	○	困難を抱えるこどもへの支援の一つとして明示
	5	不登校、相談、発達特性、家族の世話などへの切れ目ない支援	◎	包括的・切れ目のない支援の基本原則として規定
	6	こどもや家庭が身近な場所で SOS を出し、必要な支援につながることのできる環境づくり	◎	SOS を受け止め、必要な支援につなぐ仕組みを規定

分類		課題整理表の課題	条例で扱うか	条例での扱い方
⑥ 家庭・保護者への支援	1	家庭環境への下支えと経済支援・リスク対応	◎	家庭への支援を市の基本的責務・支援として規定
	2	各家庭が孤立している（特に働いている保護者同士のつながりが極端に少ない）	○	家庭の孤立防止を基本的方向として規定
	3	年少（0歳児）からスマホやタブレットを使用しての子育てが当たり前（相談もAI）	△	情報・相談環境の変化への対応として基本方向にとどめる
	4	子どもの安心と保護者の就労継続の両面から見た「小1の壁」への対応	○	子育てと就労の両立支援を基本方向として規定
	5	妊娠・出産から学齢期までの切れ目のない子育て支援	◎	切れ目のない子育て支援を基本理念・市の責務へ
	6	経済的負担、長期休暇の昼食・居場所、保護者負担、スマホ問題	△	包括的な家庭支援として位置付け、具体策は施策で対応
	7	家庭が子育てや教育、養育等の負担を抱え込まず、必要な支援につながる環境の確保	◎	「社会全体で子育てを支える」という条例の基本的方向として位置付け
⑦ 地域全体で子どもを育てる環境	1	不登校への継続的・多角的な支援（再掲）	○	地域の居場所・支援資源との連携を基本方向として規定
	2	「芦屋市いじめ防止基本方針」の徹底と組織的対応の基盤化（再掲）	○	家庭・学校・地域・関係機関の連携を規定
	3	地域行事、地域の人との交流、芦屋への愛着、歴史・文化・自然	◎	芦屋らしい地域づくりの柱として位置付け
	4	こどもが多様な価値観や仕事等に触れ、信頼できる大人と出会える地域環境の充実	○	地域の大人との交流・つながりを条例の基本方向として規定
	5	こどもに関わり、支える地域の大人を増やし、地域でこどもを支える環境の充実	○	家庭・学校・地域住民等が連携してこどもを支える考え方を規定
⑧ 行政の推進体制・連携	1	行政の縦割り打破（横串連携の推進）	◎	市の責務、庁内連携、関係機関との連携等を条例で規定